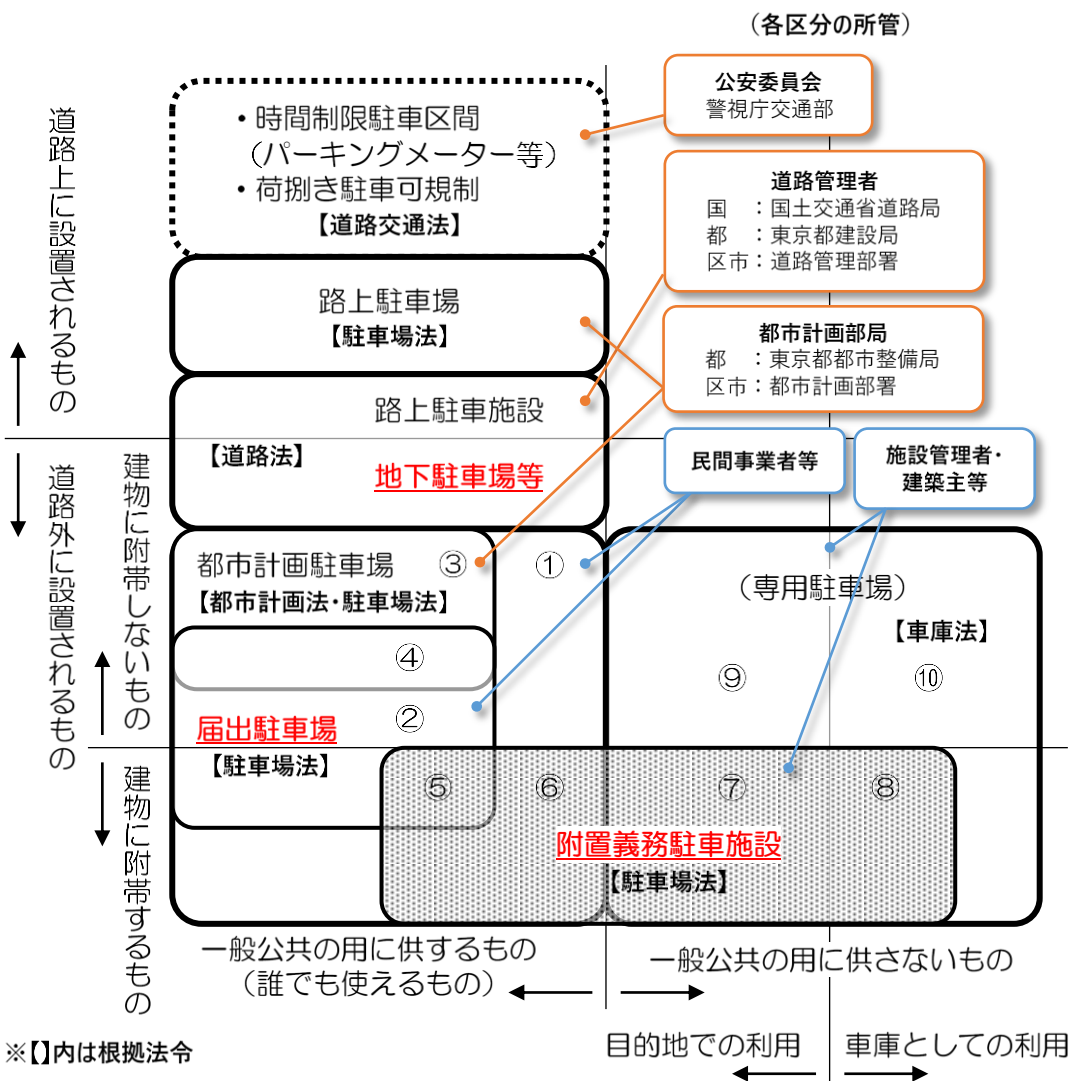


- 自動車の駐車スペースは多様、駐車場条例は**附置義務駐車施設**・**都営駐車場**・**届出駐車場**が対象
- そのうち、**附置義務駐車施設**については、条例に基づく附置義務基準のほか、地域ルールにより定めることも可能



写真：路上駐車場の事例



写真：路上駐車施設の実例

＜各分類に該当する駐車場のイメージ＞

- ①：小規模な有料駐車場等 (500㎡未満のコインパーキング等)
- ②：一定規模以上の有料駐車場 (500㎡以上)
- ③：小規模な都市計画駐車場 (500㎡未満)
- ④：大規模な都市計画駐車場 (500㎡以上)
- ⑤：来客以外も利用できる建物に併設された大規模な有料駐車場等
- ⑥：来客以外も利用できる建物に併設された小規模な有料駐車場等
- ⑦：建物に併設された駐車施設で、専用的に使用するもの
- ⑧：建物に併設された駐車施設で、車庫 (自動車の保管場所) として専用的に使用しているもの (月極・定期貸し駐車場等)
- ⑨：特定の利用者のために整備されたその他の駐車場
- ⑩：自宅車庫、建物に附帯しない月極駐車場等

駐車場施策に関する全体像（再掲）

【これまでの駐車対策の基本的考え方】（総合駐車対策マニュアル(H19)より抜粋）

- ・安全で快適な交通環境を確保するため、都市における駐車施設を充実させることにより、円滑な都市活動を保全
- ・行政が主体となり総合的な駐車対策を立案、地域の協力体制を確立、それぞれの役割分担のもと駐車対策を実施
- ・都は広域的な立場から計画立案のための方向性を示すとともに、区市町村による総合的な駐車対策の実施を支援
- ・民間の役割は駐車需要を発生させる原因者として自ら駐車場を整備
- ・附置義務駐車施設等の整備において、地区の駐車特性を踏まえ「地域ルール」を活用（自動二輪車の駐車施設含む）
- ・駐車行動は目的や地区特性により異なるため、道路にも短時間停車のためのスペースの確保が必要

【今後追加すべき駐車対策の基本的考え方】（駐車場をとりまく状況を踏まえ下記を追加）

- ・これまでの道路交通対策の視点に加え、まちづくりにおける課題解決の視点から地区マネジメントによる駐車対策を充実
- ・地区マネジメントにあたっては、公共交通や、歩行者、自転車の計画との連携が必要
- ・先進技術（自動運転、ITS/MaaS等の交通情報、電気・水素等）を踏まえた駐車場の在り方の検討が必要 等

改訂版総合駐車対策マニュアル(仮称)

その他の交通政策に関する部分

- 歩行者中心の道路空間活用マニュアル策定
- 東京都自転車活用推進計画策定
- 自動運転社会を見据えた都市づくりの在り方策定

建築物の駐車場附置義務

- 東京都駐車場条例の改定
- ⇒地域ルール制度を拡充
- ：策定可能エリアの拡大、策定支援策を充実

駐車場施策の検討内容の役割分担（再掲）

市街地建築部

駐車場条例（附置義務）に関する検討

- 新たな地域ルール制度に関する検討
 - ・地域ルールの区域拡大
 - ・策定に向けた支援策（ガイドライン作成等）
- 附置義務基準に関する検討
 - ※コロナの影響が落ち着き次第、実態調査を実施



条例改正を視野に入れて令和2年度から3年度に
駐車場条例検討委員会にて検討を実施

都市基盤部

■総合駐車対策マニュアルの改定検討

- 今後の都の総合的駐車場対策について基本的な考え方を整理
- まちづくりにおける駐車場の適正配置の考え方
- 電気・水素、自動運転など自動車の新技術等に対する考え方
- 自動二輪車や自転車などの地域の特有の課題に対する考え方
- 附置義務基準や地域ルール策定に向けたノウハウ
- 路外駐車場に関する管理、駐車料金 など



改訂に向けて令和2年度から3年度に検討を実施

■歩行者中心の道路空間活用マニュアル検討会



策定に向けて令和2年度から3年度に検討を実施

■東京都自転車活用推進計画検討会



改定に向けて令和2年度から3年度に検討を実施

■自動運転社会を見据えた都市づくりのあり方検討会



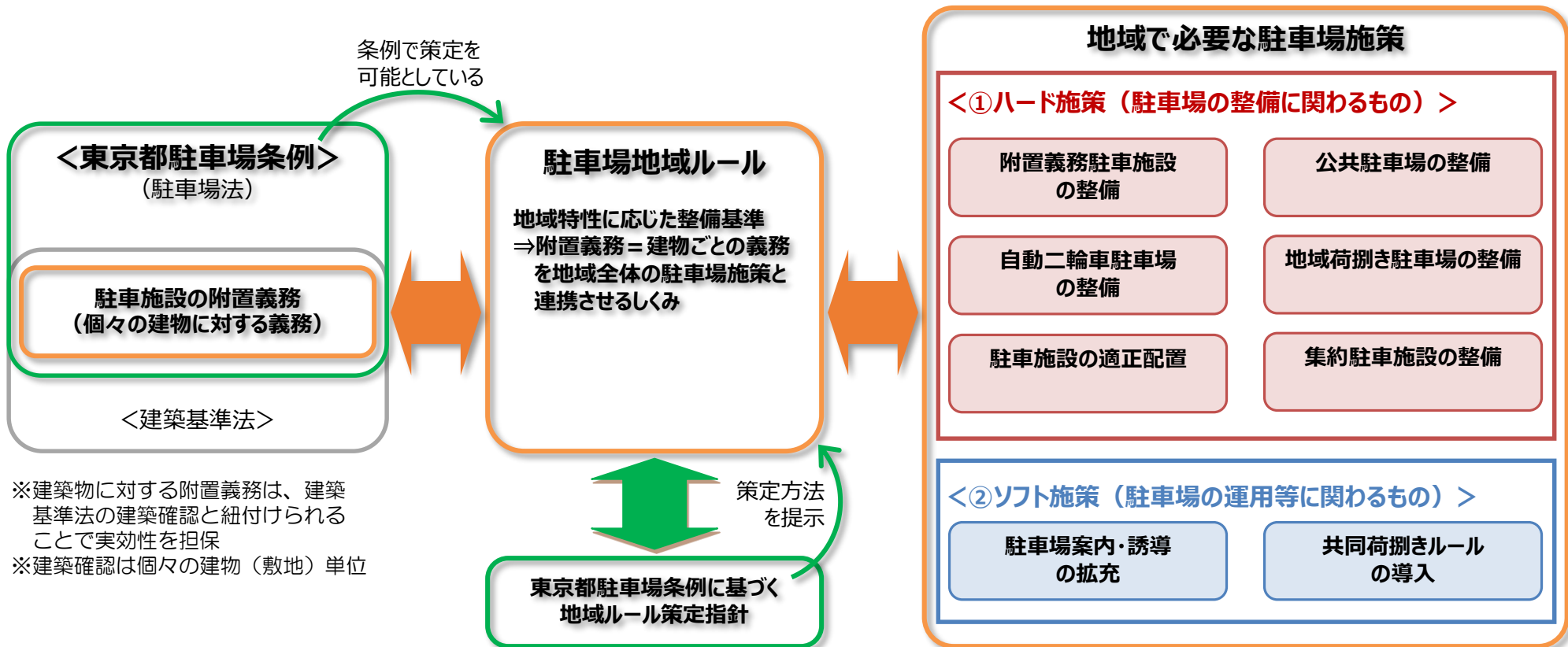
公表に向けて令和元年度から3年度に検討を実施



各検討会等と相互に連携して検討

地域ルールの見取り図

- 駐車場条例（駐車場法）及び建築基準法に基づき、個々の建築物に対して駐車施設の附置を義務付け
- 地域で必要な駐車施策は、大きく以下の2つに区分
 - ・ **ハード施策（駐車場の整備に関わるもの）**
 - ・ **ソフト施策（駐車場の運用等に関わるもの）**
- 地域ルールは、地域特性に応じた整備基準を設定し、民間による附置義務駐車施設の整備について、地域の課題に応じた整備上の工夫やソフト施策の実施を可能としている



※建築物に対する附置義務は、建築基準法の建築確認と紐付けられることで実効性を担保
※建築確認は個々の建物（敷地）単位